

(介護予防)短期入所療養介護の重要事項

(令和8年6月1日現在)

1. 運営規程の概要

(1) 施設の名称等

施設名	医療法人社団青寿会 介護老人保健施設 青海荘
開設年月日	昭和63年4月1日
所在地	〒751-0833 下関市武久町2丁目53番8号
電話番号・FAX番号	TEL: 083-252-7124 FAX: 083-252-7125
管理者名	顥原 健
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (3550180008号)

(2) 目的と運営方針

入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、(介護予防)短期入所療養介護計画(又は居宅サービス計画)に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びにケアを提供することにより、療養生活の質の向上及び入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとし、

入所者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行いません。

当施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村を綿密な連携を図り、入所者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努めます。

明るく家庭的な雰囲気重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努めます。

サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努めます。

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに連絡をいたします。また賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

施設に対する要望や苦情については、支援相談員へお寄せ下さい。速やかに対応いたします。また、備え付けのご意見箱もご利用下さい。

(3) 入所定員 定員100名

(4) 従業員の職種、員数

職種	勤務形態及び員数	兼務状況
管理者	常勤兼務 1名	青寿会理事長
医師	常勤専従 1名	
薬剤師	非常勤専従 1名	
看護職員	常勤専従 13名 常勤兼務 1名 非常勤兼務 1名	介護支援専門員(2名)
介護職員	常勤専従 24名 常勤兼務 2名 非常勤専従 1名	介護支援専門員(2名)
介護支援専門員	常勤兼務 5名 非常勤兼務 1名	看護職員(2名) 介護職員(2名) 支援相談員(2名)
理学療法士	常勤専従 1名 非常勤専従 2名	併設医療機関
作業療法士	常勤専従 1名 非常勤専従 1名	併設通所リハビリ
言語聴覚士	非常勤専従 1名	
支援相談員	常勤兼務 4名	介護支援専門員(2名) 併設介護施設(2名)
管理栄養士	常勤専従 1名	

(5) 従業員の職務内容

管理者	(介護予防)短期入所療養介護に携わる従業員の総括管理、指導を行います。
医師	入所者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的管理を行います。
薬剤師	医師の指示に基づき調剤を行い、施設で管理する薬剤を管理するほか、入所者に対し、服薬指導を行います。
看護職員	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の(介護予防)短期入所療養介護(又は居宅サービス計画)に基づく看護を行います。
介護職員	入所者の(介護予防)短期入所療養介護計画(又は居宅サービス計画)に基づく介護を行います。
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し、指導を行います。
支援相談員	入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランテ

	ィアの指導を行います。また、要介護認定に関する支援を行います。
管理栄養士	入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。
介護支援専門員	入所者の施設サービス計画を作成します。

(6) サービスの内容

① (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案、実施
② 食事
③ 入浴 (介助を要する利用者には特殊浴槽にて対応いたします)
④ 医学的管理・看護
⑤ 介護
⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション等)
⑦ 相談援助サービス
⑧ 栄養状態の管理
⑨ 送迎サービス 通常の送迎の実施地域は旧下関市 (離島を除く) とします。
⑩ その他

(7) 部屋別一覧

療養室	2人部屋	4室	23.8㎡
	4人部屋	8室	33.0㎡
	4人部屋	15室	32.3㎡
食堂	北館2階 (談話室及びレクリエーションルーム兼用)		82.1㎡
	新館2階 (")		152.7㎡
談話室	新館2階		35.0㎡
診察室	新館2階		24.5㎡
スタッフステーション	新館2階		54.7㎡
	北館2階		18.7㎡
機能訓練室	北館4階		138.0㎡
浴室	新館1階 (浴室及び脱衣所)		236.0㎡

(8) 利用料金

① 介護保険給付によるサービス (一定以上所得者の場合は掲載額の2倍または3倍の額)

≪ (介護予防) 短期入所療養介護費 ≫

区分	自己負担額
要支援1	672円
要支援2	834円
要介護1	902円
要介護2	979円

要介護3	1,044円
要介護4	1,102円
要介護5	1,161円

※表示はあくまでも1日当たりの金額であり、利用日数によって負担額は異なりますのでご注意ください。

《加算料金》（一定以上所得者の場合は掲載額の2倍または3倍の額）

項目	料金	備考
在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標10項目において、合計指数が70を超えた場合に算定。
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士が、1日に20分以上の個別リハビリテーションを行った場合に算定。
緊急短期入所受入加算	90円/日	利用者の状態や家族の事情等により介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があると認められており、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護の受け入れを行った場合に算定。
重度療養管理加算	120円/日	要介護度4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと短期入所療養介護を行った場合に算定。
療養食加算	8円/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定。
総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、指定短期入所療養介護の受け入れを行った場合に算定。
緊急時治療管理	518円/日	利用者の症状が重篤となり救命救急医療が必要な場合において、治療管理として投薬、検査、注射、処置を行った場合に3日を限度に算定。
送迎加算	184円/日	入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合に算定。
夜勤職員配置加算	24円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1名以上の夜勤を行う職員を配置している場合に算定。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上に算定。
		介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし

介護職員処遇改善加 I イ	右記参照	て、所定の要件に適合するものとして届け出を行った場合、所定単位数（基本サービス費＋加算・減算）の90/1000に相当する単位数を算定。
------------------	------	---

②介護保険給付外によるサービス

《食費》

(1食)

	朝 食	昼 食	夕 食
金 額	385円	530円	530円

《食費》 ※令和8年8月1日より

(1食)

	朝 食	昼 食	夕 食
金 額	405円	570円	570円

《滞在費》

(1日)

	滞 在 費
金 額	437円

《入所者負担額》

(1日)

	食 費	滞 在 費
基準費用額	1,445円 (1,545円)	437円
入所者負担3-2段階	1,300円 (1,360円)	430円
入所者負担3-1段階	1,000円 (1,030円)	430円
入所者負担2段階	600円	430円
入所者負担1段階	300円	0円

※入所者負担額については、「介護保険負担限度額認定証」にて確認します。

※令和8年8月1日より、介護報酬改定に伴い0内の金額へ変更となります。

③その他の費用

入所者が選定する特別な療養室料	2人室 550円/日
外泊時オムツ代	57円~/枚
エンゼルケア～浴衣なし	5,500円
エンゼルケア～浴衣あり	11,000円
文書発行料	2,200円～5,500円/枚
病衣	74円/日
※電気代（電気製品使用の場合）	54円/日
私物の洗濯代（外部委託）	4,950円程度
理美容代（外部委託）	1,540円程度

※充電式製品（髭剃り・携帯電話等）は除く

(9) 料金の支払時期と支払方法

請求・支払時期	<p>前月利用料請求書を毎月10日前後に入所者様又は、身元引受人兼連帯保証人宛てに郵送させていただきます。金額をご確認の上、引落日である26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）の前日までに口座へご入金ください。</p> <p>（引落し手数料はご負担願います。）</p> <p>退所時精算につきましては、精算ができ次第、請求書を郵送いたします。</p>
支払方法	<p>金融機関の口座引落しによるお支払いとなります。請求金額を確認の上、前日までにご指定の口座へご準備ください。</p> <p>（口座引落とし日）毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）</p> <p>領収書につきましては、口座引落し確認後に郵送させていただきます。</p> <p>なお、諸事業により口座引落しをご利用いただけない方は、下記の銀行振込によるお支払いを受け付けております。</p> <p><振込先> 山口銀行 山の田支店 普通4075439</p> <p><口座名> 武久病院 （タケヒサビョウイン）</p> <p>※退所時の精算につきましては、精算ができ次第ご連絡いたします。</p> <p>お手数ですが本館1階外来窓口にてお支払いください。</p>

(10) 利用料金の滞納について

当施設は、利用料金の滞納が2ヶ月以上に達した場合、入所利用を解除・終了することができます。

(11) 高額介護サービス費の制度

介護サービス費には限度額が設定されております。下記の金額を超えた場合は市町村役場にて「介護保険高額介護サービス費支給申請」の手続きにより、差額分が払い戻されます。（償還払い）

区 分	負担の上限
年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円以上約1160万円未満の方	93,000円（世帯）
年収約770万円未満の課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金等収入額の	24,600円（世帯）
合計が年間80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護等を受給している方等	15,000円（個人）

(12) 被保険者証の確認

(介護予防) 短期入所療養介護を提供するにあたり、被保険者資格、要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」)の有無、要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。

(13) 要介護認定申請等の援助

要介護認定の有効期間満了日の約2ヶ月前からの要介護認定の更新手続きが可能です。更新の手続き等については、支援相談員にご遠慮なくご相談ください。

(14) 施設利用に当たっての留意事項

食事	朝8:10、昼12:00、夕18:00からとし、特別な事情がない限り、食堂を利用させていただきます。
入浴	1週間に2回を原則とします。但し、状態によっては清拭等に変更する場合があります。
シーツ交換	1週間1回としておりますが、汚れの激しい場合はその都度交換します。
オムツ交換	適宜行います。
洗濯	基本的にはご家族に持ち帰っていただくようお願いしておりますが、困難な場合には外部サービスを利用することも可能です。
面会	9時から20時までとさせていただきます。
消灯時間	21時とさせていただきます。
外出・外泊	事前に施設従業者にご連絡ください。
飲酒、喫煙	ご遠慮いただいております。
火気の取扱	お断りしております。なお、給茶等のご要望については、介護職員にお申し付けください。
設備、備品の利用	施設従業者に使用方法を聞き、取扱いには十分ご注意ください。
所持品・備品等の持込	当施設では入所者の所持品をお預かりする倉庫がございませんので持ち込まれる物は最小限の物としてください。
飲食物の持ち込み	医師、管理栄養士が入所者の病状に応じて食事をご提供しておりますので原則ご遠慮いただいております。
金銭、貴重品の管理	持ち込まないようお願いいたします。
外泊時等の施設外での受診	当施設で医学的管理をさせていただきますのでご遠慮いただいておりますが、緊急時には施設従業者に連絡ください。
宗教活動	個人の信仰については自由ですが、他の入所者のご迷惑となるような行為、ご注意をしてもお聞き入れが無い場合には退所をお願いする場合があります。
ペットの持込	ご遠慮いただいております。
営利行為・特定の政治活動	ご遠慮いただいております。

(15) 非常災害対策

防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓
防災訓練	年2回

2. 従業員の勤務体制

診 療 部 門	<ul style="list-style-type: none"> ・日勤：8時30分～17時30分 上記中：休憩1時間 実働8時間
看護・介護部門	<ul style="list-style-type: none"> ・日勤：8時15分～16時45分 上記中：休憩1時間 実働7時間30分
	<ul style="list-style-type: none"> ・早出：7時00分～15時30分 上記中：休憩1時間 実働7時間30分
	<ul style="list-style-type: none"> ・遅出：10時00分～18時30分 上記中：休憩1時間 実働7時間30分
	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤：16時30分～8時30分 上記中：休憩4時間30分 実働11時間30分
上 記 以 外	<ul style="list-style-type: none"> ・日勤：8時30分～17時00分 上記中：休憩1時間 実働7時間30分

3. 事故発生時の対応

(介護予防) 短期入所療養介護サービスの提供中に事故が起こった場合、速やかに身元引受人兼連帯保証人等へ連絡するとともに、必要な場合には医療機関への搬送・診療の要請等を行います。

また、上長への報告の後、過誤によって死亡または障害が発生または、その可能性がある場合は、下関市福祉部介護保険課事業者係、下関警察署へ届出を行う場合があります。

なお、当施設は万一の事故に備え、「介護老人保健施設総合補償制度」に加入しています

4. ご相談または苦情について

ご不明な点や苦情については、下記までご遠慮なくお申し付けください。また、所定の場所に設置する「皆様の声」に投函して申し出ることができます。なお、施設の運営面での改善等を要す事項については少々お時間を頂戴することがありますので予めご了承ください。

苦情受付担当者	支援相談員 光田 健一 古賀 良裕
受付日時	午前8時30分～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

下関市福祉部介護保険課事業者係	<p>所在地：下関市南部町1番1号（下関市役所本庁舎内 本庁舎西棟 2階 A3 窓口）</p> <p>電 話：083-231-1371</p> <p>FAX：083-231-2743</p> <p>受付日時：午前8時30分～午後5時15分 （土、日、祝日、年末年始を除く）</p>
山口県国民健康保険団体連合会	<p>所在地：山口市朝田1980-7 国保会館</p> <p>電 話：083-995-1010</p> <p>FAX：083-934-9665</p>

	受付日時：午前9時00分～午後5時00分 (土、日、祝日、年末年始を除く)
--	--

5. 緊急時の対応

当施設は入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力病院又はその他適切な病院若しくは診療所での診療を依頼することがあります。

当施設は入所者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者及び身元引受人兼連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

6. 協力病院等

当施設では、下記の医療機関にご協力いただいております。

協力医療機関	下関医療センター	下関市上新地町3-3-8
	済生会下関総合病院	下関市安岡町8-5-1
歯科協力医療機関	武久病院	下関市武久町2-53-8

7. 身体の拘束等

当施設では、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、当該入所者または他の入所者などの生命又は身体を保護するためなど緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

8. 虐待の防止のための措置に関する事項

当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催します。また、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じ、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は速やかに市へ通報します。

虐待の防止に係る責任者は「施設長：山口象三」とし、上記に掲げる措置を適切に実施します。

9. 褥瘡対策等

当施設の入所者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策ファイルを定め、その発生を防止するための体制を整備します。

10. 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、医療法人社団青寿会の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者、身元引受人兼連帯保証人又は、ご家族に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。

11. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価は実施いたしておりません。

12. 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止

居宅介護支援事業所またはその事業者に対し、入所者に対して当施設によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはいたしません。

13. 記録

当施設は、入所者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。